

平成26年4月1日
御宿台営業所
御宿台区自治会運営委員会

御宿台集会所壁面の作品展示規定

御宿台集会所は、御宿台区住民の親睦とコミュニケーションを図る共用施設です。
集会所の一部壁面を、御宿台に住む人たちの作品発表の場として提供します。

1. 住民の作品展示に供する集会所壁面の管理運営者は、御宿台区自治会運営委員会とする。
2. 作品出展者は、原則として、御宿台区住民とする。
3. 作品出展希望者は、所定の「申込書」に、必要事項を記入して、管理運営者に提出するものとする。
4. 作品展示箇所は、管理運営者により指定された壁面に限定する。
5. 出展は営利目的でないものとする。
6. 展示期間は、1作品につき3カ月とする。
但し、展示期間延長もできるものとし、また緊急の事情が発生した場合、展示期間が3カ月以内であっても展示を中止することができるものとする。
7. 出展作品の盗難や汚・破損あるいは劣化等に関して、管理運営者及びその関係者は一切の責任を負わないものとする。